

市県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書の見方

1 枚目 (徴収方法、金額、納期限等)

【年税額】

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税を合わせた金額です。

年税額のうち、各徴収方法で納めていただく税額です。  
 給与特別徴収税額：給与天引きで納めていただく税額です。  
 年金特別徴収税額：年金天引きで納めていただく税額です。  
 普通徴収税額：納付書または口座振替で納めていただく税額です。

【充当額又は委託納付額】

所得割額から控除することができなかった配当割額または株式譲渡所得割額の控除額は、普通徴収の第1期分から順に充当されます。充当することができなかった部分の金額は、還付を行います。ただし、未納の税金がある場合は、還付せず充当します。

年税額(円)	
給与特別徴収税額(円)	
年金特別徴収税額(円)	
普通徴収税額(円)	
充当額又は委託納付額(円)	
納付税額(円)	

普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただく金額を4期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。口座振替の場合は、通知書1枚目に振替先の口座を記載しています。

普通徴収で徴収する額については下記の各期別の納付税額をそれぞれの納付期限までに納めてください。

期別	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
普通徴収税額	年 月 日				
充当額又は委託納付額	年 月 日				
納付税額	年 月 日				

2 枚目 (所得金額、所得控除の内訳)

【所得金額等】

あなたの昨年中の所得を記載しています。所得とは、収入金額(売上等)からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与、年金収入の場合には、収入金額に応じて必要経費相当額(給与所得控除等)を控除し、所得金額を求めます。

【所得控除額】

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除額と異なる場合があります。所得控除の詳細内容は、通知書2枚目の裏面を参照してください。

【控除対象項目】

扶養控除等が適用されている場合に、控除の対象や人数を記載しています。

年度分の市県民税・森林環境税 課税の

所得金額等(円)	給与収入	専従給与収入	特定支出の額	
所得控除額(円)	基礎控除	扶養控除	配偶者控除	その他
所得割額				

3 枚目 (市民税、県民税の内訳)

【課税標準】

課税標準は、市民税・県民税の所得割額の算定のもとになる金額です。総合課税と分離課税を区別して、千円未満を切り捨てた額を記載しています。

年度分の市県民税・森林環境税

課税標準	課税標準
総合課税	
分離課税	
所得割額	
均等割額	
森林環境税	

【算出税額】

総合課税、分離課税の課税標準に、それぞれの税率を乗じて求めた所得割の金額です。

【税額控除等】

算出した所得割の金額から控除する金額です。ふるさと納税を含む寄附金税額控除額や住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除がある場合は、この欄に市民税・県民税それぞれの控除額が記載されます。税額控除の詳細内容は、通知書3枚目の裏面を参照してください。

※令和6年度は、市民税・県民税の定額減税額も記載しています。(所得割がかららない方は定額減税の対象外のため、定額減税額は記載されません。)

4 枚目 (公的年金からの特別徴収について)

年金所得にかかる税額がある場合に、その情報を記載しています。年金からの特別徴収(年金天引き)は、仮徴収期間(4月、6月、8月)と本徴収期間(10月、12月、2月)に分かれます。

令和6年度の年金所得にかかる年税額から、仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和6年10月・12月・令和7年2月に分けて納めていただきます。

令和5年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和6年度仮特別徴収税額として、令和6年4月・6月・8月に納めていただきます。仮特別徴収税額が令和6年度の年金所得にかかる年税額より多くなる場合には、還付を行います。ただし、未納の税金がある場合は、還付せず充当します。

来年度も引き続き公的年金を受給される場合、令和6年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和7年度仮特別徴収税額として、令和7年4月・6月・8月に納めることになります。

公的年金からの特別徴収について

年金特別徴収税額	
仮徴収税額	
本徴収税額	